

令和 8 年度兵庫県私立高等学校等 奨学給付金制度（家計急変分）について

経済状況の悪化等で収入が激減し、急変後の収入が奨学給付金（一般分）相当と見込まれる世帯に対する新たな高等学校等奨学給付金制度(家計急変分)です(返還の必要はありません)。

所定の基準にあてはまる場合は、県庁に申請してください。(通信制の高等学校は、本校所在地が県内の場合は学校に申請してください)。

◆ 対象者の条件

- (1) 生徒が基準日※現在、私立の高等学校・中等教育学校（後期課程）・高等専門学校・専修学校（高等課程）・各種学校及び高等学校等専攻科に在籍すること。
※基準日は、7月1日現在(7月1日以降に家計が急変し、申請する場合は申請日の翌月1日(申請日が月の初日である場合は、申請日))となります。
- (2) **保護者**（学校教育法第16条に定める子に対して親権を行う者）等が**兵庫県在住であること**（生徒の居住地は兵庫県外でも構いません）。
- (3) **令和8年度(令和7年分)の市町民税所得割額及び県民税所得割額（保護者等の合計額）が0円未満ではないが、経済状況等の悪化により家計が急変し所得割が0円未満相当であると認められること。**
- (4) **【専攻科のみ】**経済状況等の悪化により家計が急変し、**令和8年度(令和7年分)の市町民税所得割額及び県民税所得割額（保護者等の合計額）が、105,500円未満相当または264,500円未満相当（扶養する子が3人以上）世帯**であると認められること。

（注）

- (1) 以下の場合は対象外です。
 - ①生徒が平成26年3月以前に高等学校等に在籍していた場合
 - ②生徒が基準日現在高等学校等に在籍していない場合
 - ③生徒が基準日現在高等学校等を休学している場合
 - ④保護者等が福祉施設等の施設長や養育里親等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合
 - ⑤保護者等の一方が海外に在住し、兵庫県内に住所がない場合
 - ⑥保護者等が兵庫県内と兵庫県外に別居し、兵庫県外在住の保護者等が、兵庫県以外の都道府県が国補助金を受けて実施する類似制度を申請している場合
- (2) 高校生一人につき申請できる回数は奨学給付金（一般分）と合わせて3回（定時制・通信制は4回、専攻科は専攻科分として2回）まで。
- (3) 学び直し支援金対象者は上記に加え、追加で1回(定時・通信制は追加で2回)申請可。
- (4) 生活保護世帯（生業扶助受給）または令和8年度の市町民税所得割額及び県民税所得割（保護者等の合計額）が182,500円未満の場合は**対象外**です。私立高等学校等奨学給付金(一般分)を申請してください。
- (5) 家計急変に該当しない離職（定年退職など）は、給付の対象となりません。
(参考)「雇用保険受給資格者証」に記載されている離職理由コードのうち、次のものが対象となります。11(1A)、12(1B)、21(2A)、22(2B)、23(2C)、31(3A)、32(3B)、33(3C) ※要相談、34(3D)
- (6) 外国籍生徒の方でも下記①～⑦のいずれかの要件を満たしていれば日本人生徒用の対象です。
 - ①日本国籍を持っている方
 - ②特別永住者
 - ③永住者（法務大臣が永住を許可した者）
 - ④日本人の配偶者、子、特別養子
 - ⑤永住者・特別永住者の配偶者 or 永住者・特別永住者の子として日本で出生し、引き続き日本に在留している方
 - ⑥定住者で日本に将来永住する意思がある方
 - ⑦家族滞在で以下すべてを満たす方
 - ・日本国内で出生または12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した
 - ・日本の小学校と中学校を卒業した
 - ・日本で就労して定着する意思がある

◆ 支給額

区分	支給額（年額）		
	全日制 定時制	通信制	専攻科
所得割額 0 円相当の世帯	152,000 円	52,100 円	52,100 円
所得割額 105,500 円未満相当の世帯 （年収 270～380 万円相当）			10,420 円
所得割額 105,500 円～264,500 円未満相当の 多子世帯（扶養する子が 3 人以上いる世帯） （年収 380～600 万円相当）			10,420 円

・提出書類をもとに、家計急変発生後 1 年間の収入見込額を推計します。

（退職金、雇用保険の基本手当（求職者給付）は収入見込額には含めません。）

※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合は加算支給があります（生活保護受給世帯は対象外）。

※7 月以降に家計が急変した場合は、家計急変が発生した月または申請のあった月の翌月以降の月数に応じて月割りした額を支給します。

※6 月以前に家計が急変した場合でも、10 月以降に申請すると月割りとなるのでご注意ください。

◆ 申請書の提出

提出期限

① 6 月までに家計急変があった場合

：令和 8 年 10 月 31 日（土）消印有効

② 7 月以降に家計急変があった場合

：家計急変発生月から起算して 3 ヶ月以内消印有効

最終締切：令和 9 年 1 月 29 日（金）

※申請は令和 9 年 1 月 29 日まで随時受付しますが、①、②に規定する締切を過ぎて申請した場合、申請のあった翌月以降の月数に応じて月割りした額を支給します。

※最終締切を過ぎた申請は受付できません。期限を過ぎた後に送付されても返送しますのでご了承ください。

※到着確認のお問い合わせにはお答えできません。到着を確認したい方は、特定記録や書留等による送付をお願いします。

提出先

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県総務部教育課 奨学給付金担当

※窓口はありませんので、持参による提出はご遠慮ください。

必要書類

※書類の詳細は、「申請に必要な書類について（奨学給付金家計急変分）」をご確認ください

- | | |
|---|-------------------------|
| ☐ 申請書 | (黒色のボールペンで記入) |
| ☐ 住民票 | (世帯全員分・続柄・在留資格の記載があるもの) |
| ☐ 在学証明書 | (原則 県指定様式を使用) |
| ☐ 申請者名義の通帳の写し | |
| ☐ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類 | (家計急変が生じた保護者等 1 名分で可) |
| ☐ 保護者等の令和 8 年度課税証明書 | (保護者等全員分) |
| ☐ 家計急変後 1 年間の年収見込を確認する書類 | (保護者等全員分) |
| ☐ 個人対象要件証明書 | (専攻科に在籍する場合のみ) |
| ☐ 扶養親族申告書（専攻科に在籍し所得割額 264,500 円未満相当の多子世帯の場合のみ） | |
| ☐ 申立書 | |

2人以上の申請で、いずれも県庁に申請する場合、共通する添付書類（住民票や保護者の税額を証明する書類等）は1部のみ提出で構いません（学校申請者と県庁申請者、公立校と私立校といった場合は、それぞれに提出をお願いします）。

申請書様式の印刷が難しい場合は兵庫県ホームページの申請書様式依頼フォームに入力いただきますと申請書様式を送付いたします。

◆ 支給の決定

- ・奨学給付金は、支給決定後、申請書に記載の口座に振り込みます。不備のない申請書を受理してから、2ヵ月程度で給付します。支給は原則として受付順で行いますが、書類の不足や記載内容の確認が必要な場合は、順番が前後することがあります。
- ・ **支給時期：令和9年3月末まで順次**
- ※ **支給時期をお問い合わせいただいてもお答えいたしかねます。**支給の有無が決定しましたら、書面にてお知らせします。
- ・ 虚偽の申請や不正受給が判明した場合は、支給の決定が取り消します。
- ・ 申請後、家計状況に変更があった際は、県教育課に申し出てください。

◆ AI チャットボット

チャットボット

パソコンやスマートフォンから私立学校の補助制度についてテキスト形式で24時間365日お問い合わせできるサービスです。制度等について質問がある場合、QRコードよりシステム画面を開き、質問事項を入力してください。



◆ 申請に必要な書類について（奨学給付金家計急変分）

漏れがないか確認の上、申請してください。

◎：必ず必要

△：該当する場合のみ必要

必要書類	発行機関	全日制 定時制	通信制	専攻科
① 私立高等学校等奨学給付金(家計急変分)支給申請書(表裏2面) (黒色のボールペン(消せるボールペン不可)で記入)	申請者が記入	◎	◎	◎
② 世帯全員分の住民票(令和8年7月1日以降発行のもの) (記載なし：マイナンバー、記載あり：続柄、在留資格) (住民票記載事項証明書は不可)	市(区町) 役場			
(ア) 申請者の世帯全員分		◎	◎	◎
(イ) 保護者等、対象生徒で住所地が異なる者がある場合は、その者全員分の住民票(在寮証明書でも可)		△	△	△
③ 在学証明書(令和8年7月1日以降発行のもの) ・別添の「在学証明書」に、学校の証明(押印)を受けて提出してください。 ※学校の様式の場合、必要事項(生徒氏名・生年月日・学年・課程・入学年月日・基準日(7月1日現在)高等学校等就学支援金の受給権の有無)の追記と押印が必要です	高等学校等	◎	◎	◎
④ 申請者名義の通帳の写し(昨年度と同一の口座の場合は省略可) ・申請書に記載した口座の、銀行名・支店名・口座番号・口座名義人が分かるもの(キャッシュカードのコピーでも可)。	申請者がコピー	◎	◎	◎
⑤ 保護者等の家計急変の発生を証明する書類 ・離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、廃業届	申請者がコピー	◎	◎	◎
⑥ 保護者等の令和8年度課税証明書 ・保護者等全員分の課税証明書をご提出ください。 ・「特別徴収税額決定通知書」「納税通知書及び明細書」でも構いません。 ・「確定申告書」や「源泉徴収票」では受け付けられませんので、ご注意ください。 ・専攻科の多子世帯(扶養する子が3人以上いる世帯)は必ず扶養親族数が記載されている課税証明書をご提出ください。	市(区町) 役場	◎	◎	◎
⑦ 保護者等全員分の急変後1年間の年収見込を確認するための書類 ・会社発行の収入見込証明、税理士又は公認会計士の作成し	勤務先等	◎	◎	◎

た証明書類など				
⑧ 個人対象要件証明書 ※対象生徒が高等学校等専攻科に在籍する場合のみ	高等学校等	—	—	◎
⑨ 扶養親族申告書 ※対象生徒が高等学校等専攻科に在籍し、市町民税所得割額及び県民税所得割額が 264,500 円未満相当の多子世帯の場合のみ	申請者が記載	—	—	△
⑩ 申立書	申請者が記載	◎	◎	◎

※制服加算の申請の場合は、上記に加え、別途「罹災証明書」「制服の再購入に係る誓約書」「制服の再購入に係る証明書」の提出が必要です。

漏れがないか確認の上、申請してください。

◆ 兵庫県ホームページ「支援制度一覧」

県 HP

